

省エネルギー推進緊急対策特別事業（拡充）

1 趣旨

燃油高騰に伴う漁業者の一時的な資金需要の増加に対応するとともに、燃油価格が高水準で推移した場合でも、漁業経営が成り立つ経営体質への変換を促すことを狙いとして金融機関から資金を融通するとともに、円滑な保証が受けられるよう漁業信用基金協会の財務基盤を強化することにより、漁業経営の安定に資する。

2 事業内容

- ① 省エネルギー推進利子助成事業(省エネルギー推進緊急対策資金)
漁協等融資機関の承認を受けた省エネルギー推進計画(*)を実行する漁業者に対して融通する省エネルギー推進緊急対策資金について、全国漁業協同組合連合会に設置されている漁業経営安定特別対策基金から利子助成を行う。
- ② 漁業信用基金協会交付金
省エネルギー推進緊急対策資金の保証を行う漁業信用基金協会に対して、漁業経営安定特別対策基金から交付金を交付する。

3 事業実施主体 全国漁業協同組合連合会

4 交付先 ①利子助成 金融機関
②交付金 漁業信用基金協会

5 貸付・保証対象者 省エネルギー推進計画を策定し確実に実施できる漁業者

6 実施(融資)期間 平成17年9月～平成21年度

7 末端金利 1. 7%以内(平成19年12月20日現在)
ただし、省エネ計画の取組みにより、年間燃油消費総量を1割以上削減することが見込まれる場合にあっては、1.2%以内

8 貸付限度額 漁業種別・トン数区分別に設定

9 償還期限 3年(うち据置期間1年)

10 融資枠 平成21年度末までに70億円

(*) 省エネルギー推進計画

省エネルギー推進を主としたコストの低減を図ることを内容としたものであって、計画終了時には概ね5%程度の経費削減が確実に見込まれる計画